## 特定路外駐車場設置(変更)届出書

大村市長様

## 駐車場管理者 住所 名称

年

月

日

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、次のように届け出ます。

1 駐 車 場 の 名 称									
2 駐 車 場 の 位 置									
3	イ	駐車場の区域の 面積							平方メートル
規	П	駐車場の用に供	a 駐車の用 に供する部 分の面積	一般公共 の用に供 する部分		(駐	三車台数		平方メートル 台)
模	9	する部分の面積		それ以外 の部分		(駐	巨車台数		平方メートル 台)
			b 車路等の 面積						平方メートル
4 移動等円滑化のために	路夕	<b>小駐車場車いす使用</b>	月者用駐車施設	台					
	路夕	<b>朴駐車場移動等</b> 円滑	骨化経路の傾斜路	各の勾配の最大	大値				
	特殊の装置	イ 特殊の装置 の有無							
		ロ 特殊の装置に係る 移動等円滑化のために	a 認定の番 号						
		必要な特定路外駐車場 の構造及び設備に関す							
		る基準を定める省令 (平成 18 年国土交通省 令第 112 号)第 4 条の 規定による認定の概要	b 特殊の装 置の名称等						
5 贫	É ;	業員概数							
6	共用	開始(予定)日				年	月	日	

## 備考

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3の口のa欄の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。
- 三 3の口のa欄の「それ以外の部分」欄においては、月極め契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3の口のb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の 面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 六 4のロのa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の 構造及び設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の 番号を記載すること。
- 七 4の口の b 欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。